

(3)国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和34年12月26日
宮城県条例第36号

改正 昭和42年3月22日条例第15号
昭和45年10月15日条例第36号
昭和53年10月20日条例第33号
昭和54年3月20日条例第13号
昭和61年12月19日条例第35号
昭和62年12月24日条例第36号
平成2年10月12日条例第33号
平成4年3月27日条例第19号
平成6年3月23日条例第3号
平成13年12月25日条例第76号
平成21年3月24日条例第32号
平成22年3月24日条例第34号
平成23年3月22日条例第37号

国営土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項の規定による負担金及び法第90条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののか、この条例の定めるところによる。

（昭42条例15・平13条例76・一部改正）

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別申請事業」という。）を除く。以下この条から第4条までにおいて「事業」という。）に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）及び法第90条第2項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金銭を徴収する。

（昭42条例15・昭53条例33・平13条例76・一部改正）

(負担金の額)

第3条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（土地改良法施行令（昭和24政令第295号。以下「令」という。）第52条第1項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額（以下「加算額」という。）を加えて得た額）とする。

一 令第52条第1項第1号又は第1号の2の規定の適用を受ける事業 法第90条第1項の規定に基づ

- き県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。）から当該事業に要する費用の額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に100分の25以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び同条第9項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額（以下「市町村負担額」という。）を控除して得た額
- 二 令第52条第1項第3号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額（加算額がある場合にあっては、加算額を控除して得た額）に100分の27以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあっては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる以外の事業 県負担額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）の2分の1に相当する額から市町村負担額を控除して得た額
- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第1項各号に掲げる額（次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額）を割り振つて得られる額
- 二 法第90条第2項に規定する省令で定める者（次号に掲げる者を除く。） その受ける利益を限度として知事が定める額
- 三 令第52条第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額
- 3 第1項又は前項第1号の規定により算出して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（昭42条例15・昭53条例33・昭54条例13・平2条例33・平4条例19・平6条例3・平13条例76・平21条例32・一部改正）

（負担金の徴収方法）

- 第4条 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金（第5項に規定するものを除く。）は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第90条第2項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間（据置期間を含む。）は、令第52条第1項第1号の2及び5号に掲げる事業にあつては15年、その他の事業にあつては17年とし、据置期間は、同項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の事業にあつては2年とする。
- 3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度（当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

- 一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第1項の負担金を徴収することが適當であると知事が認める場合 その利益のすべてが発生した年度以後において知事の指定する年度
 - 二 令第49条第1項第1号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第52条の2第4項第3号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第1項の負担金を徴収することが適當であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度
- 4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、年五パーセントとする。
 - 5 第2条第1項の規定により県が徴収する負担金で令第52条第1項第2号の2及び第4号に掲げる事業に係るものは、令第52条の2第2項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
 - 6 第1項の規定による据置期間中に各年度に係る利息の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭53条例33・全改、昭61条例35・平2条例33・平13条例76・平21条例32・一部改正)

(特別徴収金)

第5条 県は、法第90条の2第1項の規定に基づき国営土地改良事業（埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第53条の8又は令附則第11項で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合及び令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第90条第2項、第4項、第5項又は第9項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第53条の11第2項において準用する同条第1項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。

4 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平13条例76追加・平21条例32・一部改正)

(延滞金)

第6条 知事は、第2条第1項の規定により県が徴収する負担金又は第5条第1項の規定により県が徴収する特別徴収金（第3項において「負担金又は特別徴収金」という。）を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平13条例76・追加)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例76・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和34年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第90条第1項の規定に基づき県が負担する額の4分の1に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第19項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「25年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平4条例19・追加 平21条例32・一部改正)

附 則〔昭和42年条例第15号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第2項に規定する支払期間が昭和41年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「15年」とあるのは、「10年」とする。

附 則〔昭和45年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和53年条例第33号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

附 則〔昭和54年条例第13号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和61年条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第4項の規定は昭和61年4月1日から、改正後の附則第3項の規定は昭和60年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔昭和62年条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は昭和62年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則〔平成2年条例第33号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の作成（以下「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則〔平成4年条例第19号〕

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第1項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成5年度以後に施行される国営土地改良事業（平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。）について適用し、平成4年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成4年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成5年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第76号）

この条例は、平成14年4月1日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則（平成21年条例第32号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項第2号の規定は、平成20年度以後の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条第1項第3号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

（経過措置）

2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則266条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第4条第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第88条の2第1項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第266条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第88条の2第1項及び特別会計に関する法律附則第383条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第88条の2第1項」と、「にあつては令第53条第2項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第107号。以下この項において「改正令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第53条第2項」と、「令第52条第3項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条第3項」と、「令第52条の2第4項」とあるのは「改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第52条の2第4項」と、「につき令第53条第2項」とあるのは「につき改正令附則第2条の規定によりなおその効力を有する

こととされる旧令第53条第2項」とする。

附 則 (平成22年条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。